

令和2年度

## 第4回教育委員会（臨時）

令和2年5月22日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和2年5月22日 午後4時00分～  
場 所 市役所本庁舎4階 401・402会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 会議録署名委員指名

番委員 ( 委員)

日程第2 会期の決定

自 令和2年 5月 22日

至 令和2年 月 日 日間

日程第3 報告事項

- 1 新型コロナウイルス感染症による市立学校園の臨時休業期間中の登校・登園可能日の設定について (教育総務課)・・・1頁

日程第4 協議事項

- 第1号 市立学校園における臨時休業解除ならびに教育活動の再開について (教育総務課)・・・2頁
- 第2号 令和2年度の学校夏季休業期間について (学校教育課)・・・3頁
- 第3号 令和2年度の園夏季休業期間について (こども未来課)・・・5頁

日程第5 議案

- 第1号 令和2年度5月(5/26)補正予算案を市長に提案することについて (教育総務課)・・・7頁

## 報告 1

### 新型コロナウイルス感染症による市立学校園の臨時休業期間中の登校・登園可能日の設定について

新型コロナウイルス感染症による市立学校園の臨時休業期間中の登校・登園可能日の設定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年5月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

#### 1 市立学校園の登校・登園可能日について

(1) 令和2年5月31日（日）まで臨時休業としている市立学校園について、兵庫県対処方針が見直されたことに伴い、5月25日から週2日を上限として、学校園の実情にあわせて登校・登園可能日を設けることができる。

登校・登園可能日の概要は次のとおりとする。

- ①園児・児童・生徒の健康状態などの確認
- ②家庭学習における課題や学習の進捗状況 など

なお、登校・登園可能日の在校・在園時間は3時間以内とし、授業日数に含めない。

## 協議第1号

### 市立学校園における臨時休業解除ならびに教育活動の再開について

市立学校園における臨時休業解除ならびに教育活動の再開について、教育委員会の協議を求める。

令和2年5月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修哉

#### 1 市立学校園における臨時休業解除ならびに教育活動の再開について

令和2年5月21日（木）、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる緊急事態宣言が解除され、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部では、最近の県内および近隣府県の感染状況を踏まえ、兵庫県対処方針が改定されるとともに、別紙のとおり、令和2年6月1日（月）から、県立学校における教育活動を再開し、市町組合教育長には、これを参照のうえ、設置者において対応するよう依頼があった。

丹波篠山市・丹波篠山市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症感染症に係る兵庫県対処方針ならびに県立学校への通知を参照に、令和2年6月1日（月）から臨時休業を解除し、感染防止対策を整え、市立学校園における教育活動を再開する。

学校施設の開放制限は令和2年5月31日（日）をもって解除する。

協議第2号

令和2年度の学校夏季休業期間について

学校の臨時休業措置により不足する授業日を確保するため、夏季休業期間の短縮について教育委員会の協議を求める。

令和2年5月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修哉

《以下次頁》

令和2年度の学校夏季休業期間について

2020年度 カレンダー

1 授業時数については、学習指導要領 第1章 総則に次のように書かれている。

第2 教育課程の編成
3 教育課程の編成における共通的事項
(2) 授業時数等の取扱い
ア 各教科等の授業は、年間 35 週(第1学年については 34 週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

2 通常の年度は、35週を超えた週数を実施しており、その余剰時間を学校行事等にあてている。

(例)令和2年度に通常通り実施していた場合の週数

週数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通常	4	4	4	3	0	5	4	4	4	4	4	3	43

3 4～5月が臨時休業となったことにより、通常通りに夏季休業を設定すれば、今年度は35週となる。学習指導要領の基準には達しているが、長期の臨時休業明けでもあり、学校行事等の時間を確保するためにも、(案)のとおり夏季休業を短縮して授業日数を確保する。

(案) 夏季休業期間を8/8(土)～8/23(日)と設定する

週数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
案	0	0	4	5	2	5	4	4	4	4	4	3	39

4 3～5月が臨時休業となったことにより、昨年度分13日間(約75時間)、今年度分32日間(約190時間)が実施できていない。上記の長期休業期間短縮によって増加する授業日数は18日間(約105時間)。実施できていない授業日数及び時数を全て解消することはできないが、学校現場との協議の上、指導要領にある週数を達成可能であることから、これを案とする。

【参考】

○令和2年5月15日付け文科省通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」には、以下のように書かれている。

本通知は、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障することを目指して、取組の方向性を示すものです。

また、この通知の中で、令和2年4月10日付け文科省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」から次の文を引用している。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされない

○週あたりの授業時数は、小学校高学年及び中学生で29時間が基本となる。

(1)上記3より、35週から余剰となる4週間分、29時間×4週間＝112時間が、学校行事や欠時の対応にあてることができる時数となる。

(2)弾力的な授業時数の運用や日課表の見直し等により、週あたりの授業時数を増やすことができれば余剰時数を増やすことができる。

例：清掃時間を週2回減らし、その分15分の学習時間を2回とる →週あたり2/3時間×39週＝26時間

(3)授業時数としなくても、5～10分の学習タイムをとり、予習にあてることによって授業を円滑に進めることにつながることも可能

今後国・県から示される具体例を参考に、上記のような工夫を各校に求め、教育活動の充実を図る。

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

協議第3号

令和2年度の園夏季休業期間について

園の臨時休業措置により不足する教育日を補完するため、夏季休業期間の短縮について教育委員会の協議を求める。

令和2年5月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川修哉

《以下次頁》

## 令和2年度の園夏季休業期間について

### 1 教育週数について

幼稚園及び認定こども園の教育時間数は、学校教育法施行規則及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準により、「特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。」と規定されている。

学校教育法施行規則（文部省）

第37条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（内閣府、文科省、厚生省）

第9条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

1 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

臨時休業措置を5/31をもって解除した場合、4/10から5/31までの臨時休業日を差し引いた今年度（令和2年度）の教育週数は、3/19の終業日までにおいて35週であり、39週を下回る。

39週を下回ることについての文部科学省のコメント（県教委義務教育課へ聞き取り）

①今回の新型コロナウイルスによる臨時休業は、学校教育法施行規則等における「特別な事情」と認められる。幼稚園等については、足りない教育日数を補うことまで求めるものではない。

②小学校とあわせたいなど、地域の事情に応じ、夏季休業等の期間を短縮することも可能である。各市町村教育委員会で判断いただきたい。

### 2 夏季休業期間の変更について（案）

今回の臨時休業に伴い、保育日数は例年よりも32日少なくなる。特別な事情と認められるため、教育週数が39週を下回っても法令に違反するものではないが、教育効果や園生活の楽しさの享受を回復できるよう、下記のとおり小学校にあわせて夏季休業期間を4週短縮し、保育日数を増やす。

なお、夏季休業期間を4週短縮することで、結果的に教育週数は39週となる。

夏季休業期間

《変更前》 7月21日（火）～ 8月31日（月）

《変更後》 8月 8日（土）～ 8月23日（日）

《参考》

①幼稚園・こども園長に希望確認したところ、夏季休業期間は「2週間」または「3週間」との希望であった。

②幼稚園・こども園職員に聞き取り調査したところ、「夏季休業期間は短縮してほしい。4～5月に積み重ねできなかったところをカバーしたい。」との意見があった。

2020 7 July

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21 (夏季休業開始日→8/8)	22	23 海の日	24 スポーツの日	25
1 週						
26	27	28	29	30	31	
2 週						

2020 8 August

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8 夏季休業開始日
3 週						
9	10 山の日	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 夏季休業最終日	24	25	26	27	28	29
4 週						
30	31 (夏季休業最終日→8/23)	1	2	3	4	5



議案第1号

令和2年度5月（5／26）補正予算案を市長に提案することについて

令和2年度5月（5／26）補正予算案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和2年5月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

《以下次頁》

令和2年度 5月(5/26)補正予算要求一覧表

◆新型コロナウイルス感染症関連◆

令和2年5月20日現在

(単位:千円)

課名	事業名	要求計	財源内訳				備考		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	科目	主な内容等	
学事課	学校教育総務費	1,249				1,249	需用費	248	児童生徒用体温計(通常タイプ)
							備品購入費	1,001	児童生徒用体温計(非接触タイプ)
	学校施設維持管理費	759	350			409	備品購入費	759	小・中・特別支援学校 Webカメラ、USBヘッドセット
	計	2,008	350	0	0	1,658		2,008	
東部学校給食C	東部学校給食センター管理費	1,941		1,100		841	需用費	65	調理員用ネック保冷剤
							工事請負費	1,463	調理室・洗浄室内 扇風機設置、水銀灯LED化
							備品購入費	413	調理員用ネック保冷剤用冷凍庫 調理場内手指消毒用ディスペンサー
	東部学校給食調理費	721			540	181	補償金	721	R2.3.3～3.19 牛乳・パン・食材供給補償金
計	2,662	0	1,100	540	1,022		2,662		
西部学校給食C	西部学校給食センター管理費	388				388	需用費	77	調理員用ネック保冷剤
							工事請負費	245	洗浄室内 扇風機設置
							備品購入費	66	調理員用ネック保冷剤用冷凍庫
	西部学校給食調理費	719			539	180	補償金	719	R2.3.3～3.19 牛乳・パン・食材供給補償金
計	1,107	0	0	539	568	0	1,107		
こども未来課	児童福祉一般事務費	17,922	12,000			5,922	需用費	1,862	【公立保育園・こども園・児童クラブ・病児保育】 子ども用・大人用マスク、ハンドソープ、消毒液、 体温計等
							備品購入費	16,060	【公立保育園・こども園・児童クラブ・病児保育】 空気清浄機
	私立認定こども園運営事業	2,500	2,500				負担金補助及び交付金	2,500	【私立認定こども園】 特別運営費補助金、障害児保育対策事業補助 金、園長保育事業補助金
	幼稚園預かり保育事業	2,101	2,100			1	需用費	341	【預かり保育】 子ども用・大人用マスク、ハンドソープ、消毒液、 体温計等
							備品購入費	1,760	【預かり保育】 空気清浄機
	幼稚園管理費	10,335	5,500			4,835	需用費	655	【幼稚園】 子ども用・大人用マスク、ハンドソープ、消毒液、 体温計等
						備品購入費	9,680	【幼稚園】 空気清浄機	
計	32,858	22,100	0	0	10,758		32,858		
<b>要求計</b>		<b>38,635</b>	<b>22,450</b>	<b>1,100</b>	<b>1,079</b>	<b>14,006</b>	<b>0</b>	<b>38,635</b>	

市民安全課	防災事務費	1,428	0	0	0	1,428	需用費	1,428	次の施設にマスク、消毒液 小14、中5、特1 スポセン、西紀運動公園 太古の生きもの館 大書院、歴史美術館 青山歴史村、安間家史料館
-------	-------	-------	---	---	---	-------	-----	-------	---